

助成された車両の譲渡手続きの流れ

日本財団から助成された車両は、使用できる間は使用して頂くのが原則です
転売、下取り、リース等はありません

1. 譲渡を希望される場合、「[車両に関するお問い合わせフォーム](#)」より譲渡理由と譲渡先、譲渡予定日をご連絡ください。
2. 日本財団の案内に従って手続きを進めてください。(次頁図 参照)
 - a. 事業年度経過年数により、提出する書類が異なります。
 - i. 助成事業完了年度の翌年度から起算して、**5年間を経過していない**車両
 - 譲渡承認申請書
 - 様式は日本財団よりメールにて送付
 - ii. 助成事業完了年度の翌年度から起算して、**5年間を経過した**車両
 - 譲渡届
 - 車検証(および自動車検査証記録事項)を提出
 - b. 譲渡承認申請書提出対象の場合、譲受人は車両名義変更後、「車検証の写し」と車体に表示する使用者名の変更が分かる「車両の写真」を日本財団担当者宛へ提出してください。

譲渡の条件

- 譲渡可能な法人格:日本国内で以下の法人格を取得し、非営利活動・公益事業を行う団体
 - 一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人など
 - 一般財団法人、一般社団法人については非営利性が徹底された法人のみ対象とします(詳細は国税庁「[新たな公益法人関係税制の手引き](#)」5ページをご確認ください)
 - 株式会社・有限会社など営利を目的とする企業・団体への譲渡はお認めできません
- 譲受団体の事業内容のわかる資料をご提出いただき、譲渡可能か日本財団にて判断いたします
- 車両の譲渡は無償譲渡(車両本体)とすること
- 引取にかかる費用・車体に表示する使用者名の変更等にかかる諸費用は譲受人で負担すること
- 譲受人においては日本財団と譲渡人との間で取り交わした、福祉車両助成契約書に基づき適正な管理を行うこと

助成された車両を別団体へ譲渡したい

「[車両に関するお問い合わせフォーム](#)」より譲渡理由、譲渡希望団体、譲渡予定日などを報告

日本財団にて問い合わせフォームをもとに事業内容資料(定款等)を確認

日本財団にて内容に応じて承認・不認を判断

助成事業完了年度の翌年度から起算して、

5年間を経過していない

譲渡承認申請書

5年間を経過している

譲渡届

日本財団より様式をメールにて送付

譲渡団体が譲渡承認申請書を入力し、
必要書類を添付し、譲受団体へ送付

譲渡団体、もしくは譲受団体のいずれかから
必要書類一式を日本財団へ提出

譲渡理由と車検証の提出

日本財団にて内容に応じて承認・不認を判断

対象車両を譲受団体へ譲渡

譲受団体は車両を引き取り、
車検証の名義変更・車体表示(団体名および施設名)の変更を速やかに行う。

手続きが済み次第「[車検証\(および自動車検査証記録事項\)](#)」
「[ナンバー・車体表示の確認できる写真\(正面・左右・後方 4種\)](#)」を日本財団へ提出

手続き完了